

別表

共通事項：対象は市内の利用団体登録ができる団体。また、構成員の趣味・教養活動で利用する場合は免除の対象とならない場合がある。

| 目的 | 団体名 | 定義 |
|-------------|-----------------------------|---|
| 1 地域自治振興 | (1) 自治会 | 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された、地域に住む人々が日常生活においてその地域の課題を協働・連携し自ら解決して、よりすみやすい街づくりを推進する団体。（自治会の傘下団体は自治会として登録を行う。） |
| | (2) 老人クラブ | 老人福祉法に基づき設置された、地域の仲間と共同して、自主的に行う様々な活動を通じて生きがいと健康づくり、地域づくりを目指す団体。ただし、地区老人クラブ連合会加盟団体に限る。 |
| | (3) 消防団 | 相模原市消防団に関する条例に基づき設置された、地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る団体 |
| | (4) 交通安全母の会 | 母親を中心とした地域ぐるみの交通事故防止運動を展開することにより、市民への交通安全意識の高揚と子どもへの交通安全教育を図る団体 |
| | (5) まちづくり会議 | 各まちづくり会議会則に基づき設置された、各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが共同して取り組むための会議 |
| | (6) 安全・安心まちづくり推進協議会 | 地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより誰もが安全で、安心して暮らせる地域社会を実現するための活動を行っている団体 |
| | (7) まつり・観光関係団体 | 地域における祭礼・観光・文化活動の発表の場を設けることにより住民同士の交流を図り、地域自治の振興に寄与することを目的に設置された団体。ただし、観光は地区を対象とする団体に限る。 |
| | (8) ふれあい広場管理団体 | 相模原市立ふれあい広場管理要綱及び街美化アダプト制度実施要綱に基づき、地域住民が自主的かつ主体的に地域の共有資源である、ふれあい広場を管理するために設置された団体 |
| | (9) 避難所等運営団体 | 災害時において避難所の開設・運営を円滑に行うために設立された団体。その他、地区における災害に備えた防災行動力として活動する自主防災隊も含む。 |
| | (10) 交通関係協議団体 | 地域における移動手段の確保や公共交通の在り方等について協議する団体 |
| | (11) 防犯・交通安全関係団体 | 地域において防犯、自警、交通安全の意識啓発をはかり、各種犯罪や事故の未然防止等に取り組む団体 |
| | (12) 明るい選挙推進協議会 | 民主主義の基盤であり、地域づくりの第一歩である選挙が明るく正しく行われるように、選挙の啓発・普及活動を行う団体 |
| | (13) 文化財保護団体 | 郷土の文化財について研究し、市内文化財の保護と普及活動に努める「相模原市民俗芸能保存協会」「相模原市文化財研究協議会」に加盟する団体 |
| 2 教育振興 | (1) 小中学校 P T A | 各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育団体で、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする団体 |
| | (2) 幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会 | 幼児の健全な成長を図ることを目的に組織された保護者の団体 |
| | (3) 学校教育関係団体 | 幼児・児童・生徒の教育を行う学校教育関係団体（保育所、認定こども園を含み、高等学校、大学及び高等専門学校を除く。） |
| | (4) 青少年健全育成協議会 | 地域ぐるみで青少年の健やかな成長を願って大人たちが力を合わせる自主的な活動を行う団体 |
| | (5) 青少年指導員連絡協議会 | 青少年指導員の連絡提携によって指導力の充実を図り、地域社会における青少年活動を推進することを目的に組織された団体 |
| | (6) 子ども会 | 地域でされ、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。子ども会、育成会、ジュニアリーダーズクラブ・中学生以下の生徒を指導するシニアリーダーズクラブなど |
| | (7) 学習支援団体 | 地域において様々な理由により学習を必要としている人に対し、無料又は低額（教材費等実費程度）で学習支援を行っている団体。無料塾・外国人市民日本語教室など |
| | (8) スポーツ少年団 | スポーツをする小・中学生とその指導者を中心とした体育協会に登録した団体 |
| | (9) ジュニア（中学生以下）の体育・文化活動育成団体 | 将来の文化の担い手である青少年を対象の中心とし、体育・文化活動を通じた情操教育により、団体行動協調性をはぐくみ、地域の体育・文化活動に寄与する団体。鼓笛隊、ボーイ・ガールスカウト・少年少女合唱団など。ただし、構成員の3分の2以上が中学生以下であること。 |
| | (10) スポーツ推進委員連絡協議会 | 地域のスポーツ推進のために、住民に対しスポーツの実技指導その他のスポーツに関する指導・助言を行うスポーツ推進委員の連絡調整を行う団体 |
| 3 社会福祉振興 | (1) 社会福祉協議会 | 社会福祉法に基づき設置された市社会福祉協議会と市内22地区を単位に諸団体等の協議会として団体される地区社会福祉協議会 |
| | (2) 民生委員児童委員協議会 | 民生委員法又は児童福祉法に基づき、地域において社会奉仕の精神に基づき、住民の立場に立って様々な福祉に関する相談の窓口として活動する民生委員・児童委員の協議団体 |
| | (3) 保護司会、更生保護女性会 | 保護司法に基づき法務大臣から委嘱された、地域において社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生を助ける保護司の団体。各地区保護司会、各地区更生保護女性会 |
| | (4) 子育て支援団体、子育て団体 | 主に小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象として、又は保護者自身により児童の健全な育成環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、子育て・子育て支援・家庭教育支援の活動を実施することを目的として組織された団体。絵本の読み聞かせ団体、子どもの見守りサポート団体、子育てサロン・広場、母親クラブ、コミュニティ保育グループなど。なお、公費やサービスの対価で事業費を賄うことが出来る活動は除く。 |
| | (5) 障害者支援団体、障害者団体 | 障害者が地域で安全で安心して暮らすことができるよう、障害者やその家族等への支援を行うことを目的として組織された団体。また、障害者及びその家族等を中心に、自主的に行う活動を通じて障害者の自立と社会的活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする団体。なお、公費やサービスの対価で事業費を賄うことができる活動は除く。 |
| | (6) 高齢者支援団体 | 高齢者が地域で自立した生活を送れるように、また、ともに生活している家族を支援するための活動をしている団体 敬老事業実行委員会、高齢者サロン、住民主体サービス、認知証カフェの実施・支援団体など。なお、公費やサービスの対価で事業費を賄うことが出来る活動は除く。 |
| | (7) 健康づくり普及員連絡会 | 地域において健康づくりに理解と関心を持ち、積極的に健康づくり活動を展開する健康づくり普及員の団体 |
| | (8) 食生活改善団体（わかな会） | 地域において食生活改善や食育の講習会、公民館と連携した事業等を展開する団体 |
| | (9) 赤十字奉仕団 | 赤十字の人道博愛の精神に基づいて明るく住みやすい社会づくりを目標とする団体。相模原市赤十字奉仕団など |
| | (10) 戦没者・被爆者・戦災被害者団体 | 戦没者・被爆者・戦災被害者や地域の功労者の慰霊や表忠と遺族の援護を図るとともに、平和と地域醸成意識の高揚に取り組む団体 |